

平成 30 年 6 月 29 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対する意見について

今般、標記政令等（案）（平成 30 年 6 月 1 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	銀行法施行規則第14条の11の29第1項第4号 銀行法施行規則第34条の53の10第1項第4号	改正案では、「一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が…書面を交付している場合」および「当該銀行代理業者の所属銀行が、…書面を交付している場合」を契約締結前交付書面の交付を要しない場合に追加している。 ここでは「書面を交付している場合」とあるが、所属銀行と銀行代理業者が書面を交付する順序は問わないという理解でよいか。 例えば、銀行代理業者が一次提案を行い、その後所属銀行が正式な提案および申込受付を行うフローの場合、所属銀行が契約締結前交付書面を交付することとしていれば、銀行代理業者は契約締結前交付書面の交付は不要か。	明確化のため。
2	銀行法施行規則第34条の60第5項	「ウェブサイトのアドレス」について、例えばウェブサイト内に(過年度分含め)説明書類等へのリンクを掲載しているウェブページ(以下「説明書類等ページ」という。)を設けている場合に、以下の理解でよいか。 ①「ウェブサイトのアドレス」は、最新の説明書類等のアドレスを意味しているのではない。 ②「ウェブサイトのアドレス」は、説明書類等ページのアドレスも認められる。	文言を見ると、所属金融機関のホームページ(トップページ)を意図したものと認識しているが、①について、仮に最新の説明書類等のアドレスを意味する場合には、銀行代理業者は最新の説明書類等を掲載する都度、対応する新たなアドレスへの差替え作業が発生し、煩雑であるため、確認させていただきたい。 また、②について、ウェブサイトの構成・内容は各所属金融機関で異なるところ、トップページより下の階層のページのアドレスを案内した方が、利用者が最新の説明書類等に容易に到達できる場合も考えられ、利用者利便に資するものとするため。

以上